

現場代理人及び技術者の変更に伴う運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条及び富田林市工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（以下「現場代理人等」という。）の変更について必要な事項を定めるものとする。

(変更の運用)

第2条 現場代理人等の変更については、次条各号に掲げる理由のいずれかに該当する、真にやむを得ない場合のみとする。

2 前項の場合において、受注者は現場代理人等の変更を希望する場合は、「現場代理人、主任（監理）技術者変更届」、「誓約書」、その他必要な書類を契約検査課に提出するものとする。

3 発注者は、前項の提出書類に基づき、現場代理人等を変更する必要があると判断した場合には、当該変更を認めるものとする。

4 発注者は、前項の理由において、判断し難い場合は、ヒアリング等を実施することが出来る。

(変更の理由)

第3条 現場代理人等の変更理由は次に定める場合とする。

(1) 死亡

受注者から「当該現場代理人等本人が死亡した」旨の通知があった場合。

(2) 病気等

受注者から「当該現場代理人等本人が病気等のため、当該職務を遂行できない」旨の通知があった場合。ただし、この場合において、当該現場代理人等の病状が確認出来る診断書の提出を求めるものとし、明らかに職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

(3) 退職

受注者から「当該現場代理人等本人が退職した」旨の通知があった場合。ただし、この場合において、該当者の退職を確認できる書類の提出を求めるものとする。

(4) その他市長が特に必要と認めた場合。

(現場代理人等の復帰)

第4条 第2条第3項の変更が認められた現場代理人等は、当該契約の履行中に前条の変更理由が解消された場合は、変更前の現場

代理人等に原則復帰するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 発注者が、当該案件に支障を来たすと認めた場合
- (2) 発注者が、変更理由について再発が見込まれると判断した場合

2 発注者は、前項について変更前の現場代理人等を復帰させることについて、判断し難い場合は、受注者に対しヒアリング等を行い判断するものとする。

3 第1項の変更理由が解消した場合は、受注者は次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 第3条第2号においては、治癒証明書
- (2) 第3条第3号においては、再雇用が確認出来る書類
- (3) 第3条第4号においては、解消が確認出来る書類

(措置要件等)

第5条 市長は、受注者に本運用基準に反する行為があったと認められた場合は、富田林市競争入札指名停止措置要綱別表8.その他(3)に基づき、入札の参加及び指名の停止を行うものとする。

(業務委託の準用)

第6条 本運用基準は、測量及び建設コンサルタント等の業務委託について準用するものとする。この場合において、第1条中「富田林市工事請負契約約款」とあるのは「富田林市業務委託契約約款」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この運用基準に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この運用基準は、平成26年1月17日から施行する。

年 月 日

富田林市長 様

(会社名)

誓 約 書

年 月 日付で契約締結した案件：_____

の現場代理人等_____を「現場代理人及び技術
者の変更に伴う運用基準」第2条に基づき、_____
に変更致します。

なお、変更が認められた現場代理人等の復帰については、同基準
第4条の規定に従います。万が一これに反した場合、同基準第5条
の措置をお受けする事を誓約致します。

以 上